

環境と健康

「広島市地球温暖化対策の推進に関する条例」施行 当協会も脱温暖化の取り組みを本格化

近年、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正や「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」(以下「広島市条例」と省略する)の施行など、地球温暖化対策を促進するための法整備が盛んに行われている。当協会は、これらの法律を背景に、今年度から脱温暖化をめざした取り組みを本格的にスタートさせた。広島市条例の概要と当協会の取り組みを紹介しよう。

設置しているため広島市条例の対象事業者となる。

広島市条例は、地球温暖化対策に関して事業者や市民などが果たすべき役割について定めているほか、次の五つの制度を盛り込んでいることが特長である。

①事業活動環境配慮制度
エネルギー年間使用量(原油換算)が千五百キロリットル以上である者、または物質ごとの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)が三千トンを超過する者は、温室効果ガスの排出量削減目標、排出抑制に関する措置などを記載した「事業活動環境計画書」を市に提出。計画に対して、年度毎に報告書を作成する。これらの情報は、市や自社のホームページなどを通じて公表する。

②自動車環境管理制度
五十台以上の自動車を使用する事業者(道路運送車両法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車)、自動車の保有台数や温室効果ガスの排出抑制に関する措置、低公害車の導入計画などを記載した「自動車環境計画書」を市に提出。計画に対して、年度毎に報告書を作成する。これらの情報は、市や自社のホームページなどを通じて公表する。

③建築物環境配慮制度
建築物の床面積の合計が二千平方メートル以上の新築、改築または増築をしようとする

る建築主は、環境への配慮に関する措置(エネルギー使用の合理化、資材・建築材料の適正な利用など)に係る性能の評価結果などを記載した「建築物環境計画書」を市に提出。また、工事完了の届出を義務付け。

④緑化推進制度

市街化区域などにおいて敷地面積千平方メートル以上の建築物の新築、改築または増築をしようとする建築主に対し、建ぺい率の最高限度に比し、敷地面積の一定割合(五%~二十%)以上の緑化を義務付け。緑化の計画を記載した「緑化計画書」を市に提出。

⑤エネルギー環境配慮制度

市内に電気を供給する一般電気事業者および特定規模電気事業者は、再生可能エネルギーの利用割合や二酸化炭素排出係数の目標などを記載した「エネルギー環境計画書」を市に提出。計画に対して、年度毎に報告書を作成する。これらの情報は、市や自社のホームページなどを通じて公表する。

ページなどを通じて公表する。

中でも注目したいのが、「事業活動環境配慮制度」である。この制度では、事業活動における温室効果ガスの排出抑制などに努めてもらうことを目的に、具体的な計画書と報告書の作成、市民への公表を義務付けている。さらに、定めた取り組みを広島市が評価し、優良事業者についてはその結果が公表される仕組みとなっている。

事業者にとっては、社会的責任の役割が果たせることで評価される半面、より一層の努力が求められることになる。当協会は、この

遮熱フィルムやハイブリッドカーを導入

環境協

当協会は、今年三月一日に「脱温暖化推進計画」を制定・施行した。計画は、当協会から排出される二酸化炭素を段階的に削減し、脱温暖化に貢献することがねらいである。この計画は、

広島市条例などでも考慮しており、計画期間中(平成二十四年度まで)にさまざまな取り組みを行うこととしている。例えば、ガソリンによる二酸化炭素排出の削減をねら



写真①地域活動支援センターに配車されたハイブリッドカー



写真②当会健康クリニック2階受付ロビーの窓に遮熱フィルムを施した

るため、本物の建物の西側窓ガラスに遮熱フィルムを施した(写真②)。夏場の空調管理を徹底することによって、電気使用に伴う二酸化炭素の排出削減をねらっている。実地検証では、室温が外気温に比べて五、六℃下がることがわかっているため、その効果を期待している。

このほか計画には、LED照明の導入や変圧器(交流電流の電圧を変える装置)の統合、太陽光発電システムの設置や屋上緑化などの設備改善、職員一人ひとりが取り組む省エネ行動がある。当協会は、健康づくりと持続的発展が可能な社会環境づくりをめざしている組織である。これからも、社会の一員として、積極的に地球温暖化対策を推進していきたい。

ため池の土手いぢめに咲くキキョウ。一昨年、世羅に来て初めて出会ったこの美しい風景に、私は本当に感動してしまいました。他にもオミ種になってしまいました。おぼあちゃんおじいちゃんもきつと見ていたこの美しい風景が今なくなってしまうのは、何だかさみしい気がします。未来の子もたちこの風景を伝えていくために、できることが

ふるさとの農と生きもの

保たれてきました。カエルがすべるくらいよく草刈りをした法面。草むらのかげに隠れてしまっていた花たちに、陽の光があたるのです。草刈りしてくれてありがとう。きれいに咲いた花たちはそう言っているみたい。昔は田んぼを耕す牛馬を肥やすため、農家さんは我先にと草を刈り取っていましたが、今はトラクターに替わり、草はいらなくなりました。農

んでもらって。そこで暮らす草花や生きものたちのことを知ってもらいたい。そして、田んぼの周りで草刈りをしている農家さんを応援して、身近な地域でとれたお米を食べてもらうこと。せら夢公園自然観察園では、ふるさとの農と生きものを楽しく仲間づくりに取り組んでいます。(せら夢公園自然観察園主任 猪谷 信忠)

誰にでもあります。多くの方にこの風景を楽しんでほしいです。

環境と保健の未来をめざして 財団法人 広島県環境保健協会

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9-1 (広島県公衆衛生会館)
TEL (082) 293-1511 大代表 FAX (082) 293-1520

(財) 広島県環境保健協会・・・<http://www.kanhokyo.or.jp>
脱温暖化センターひろしま・・・<http://www.kanhokyo.or.jp/ondan/ondan.html>
広島転倒予防研究会・・・<http://www.kanhokyo.or.jp/tentou/>
広島県禁煙支援ネットワーク・・・<http://www.menet.gr.jp/kin-en/>

